

受付印

令和 年 月 日		* 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	CD
(あて先) 大阪市長		* 処理事項		発信年月日				申告年月日
				通信日付印				年 月 日
				確認				
所在地	(大阪市が支店等の場合は本店所在地と併記)			この申告の基礎				1. 法人税の令和 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 令和 年 月 日 法人税の 更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	(電話 )			従前の事業種目				
解散法人名				資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千 円
(ふりがな)				資本金等の額				
清算人名				経理責任者氏名				

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分の市民税の 申告書 ※

摘要		課税標準				法人税割額				
		十億	百万	千	円	税率( /100)	税 額			
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①									
法人税法第68条(同法第144条を含む。)の規定による所得税額の控除額	②									
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③									
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④									
還付法人税額等の額の控除額	⑤									
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②+③+④-⑤	⑥				0 0 0	/100				
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における 課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ( $\frac{6}{18} \times 19$ )	⑦				0 0 0	/100				
外国の法人税等の額の控除額	⑧									
差引法人税割額 ⑥-⑧又は⑦-⑧	⑨									0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑩									0 0
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑪				0 0 0	/100				0 0
この申告により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪	⑫									0 0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数					⑬				月
	円 × $\frac{⑬}{12}$					⑭				0 0
	既に納付の確定した均等割額					⑮				0 0
	この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑮					⑯				0 0
	この申告により納付すべき市民税額 ⑫+⑯					⑰				0 0

大阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		大阪市の均等割の税率適用区分に用いる従業者数	
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち大阪市の従業者数		
				人	人
合 計		⑱		人 ⑲	⑳

区 名	* 区コード	月数	従業者数	均等割額		備考
				人	円	
⑭					0 0	当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日
					0 0	
					0 0	法人税の申告書の種類
					0 0	
					0 0	地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
					0 0	
					0 0	

関与税理士 署 名 (電話 )